

介護老人保健施設リハビリパーク目黒
施設入所部門 運営規程

【事業の目的】

第1条 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように医学的管理に基づいた看護、生活の介護、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーションを行い、心身機能の維持回復に努めることを目的とする。

【運営の方針】

第2条 運営の方針は次に掲げるところによるものとする。

- (1) 施設サービス計画に基づき、利用者の要介護度状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その利用者の療養を妥当適切に行う。
- (2) 施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- (3) 懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- (4) 利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。また、身体拘束等を行う場合には、その理由を明記する。
- (5) 自らその提供する介護老人保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。
- (6) 当施設が得た個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- (7) 当施設は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

【事業所の名称及び所在地】

第3条 この事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称 介護老人保健施設リハビリパーク目黒
- (2) 所在地 東京都目黒区中央町二丁目5-12

【従業員の職種、員数及び職務の内容】

第4条

- (1) 管理者（施設長） 1名
 - ・ この事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師（管理者兼務） 1. 2名以上
 - ・ 利用者の健康状態を的確に把握するよう名に努め、医学的管理の下に必要な医療を提供する。
 - ・ 診療に当たっては懇切丁寧を旨とし、療養上必要な事項は理解し易いように指導を行う。
 - ・ 診療に当たっては常に医学的立場を堅持して、利用者の心身の状態を観察し、利用者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果も上げることができるように適切な指導を行う。

- ・ 利用者の症状から見て事業所において自ら必要な医療提供をすることが困難であると認めたときは、協力病院その他の適当な病院もしくは診療所への収容のための措置を講じ、又は他の医師の往診を求めるなど診療についての適切な措置を講じる。

(3) 看護職員 12名以上

- ・ 医師の指導の下、常に利用者の健康管理に配慮して、その病状、心身の状態に応じた適切な看護を行う。
- ・ 看護職員のリーダーは、医師の管理下にあつて他の看護職員を統括するとともに介護リーダーに指示を与える。

(4) 介護職員 29名以上

- ・ 利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行う。
- ・ 介護上の目標を設定し、漫然かつ画一的なものとならないように配慮して行う。
- ・ 介護リーダーは、看護リーダー及び支援相談員と連絡を密にし、その指示を受けるとともに他の介護職員を統括する。
- ・ 利用者の自立の支援と日常生活の充実に応じ、適切な技術をもって行う。
- ・ 利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行う。

(5) 支援相談員 2名以上

- ・ 常に利用者、家族と密接な交流を図り、その心理状況の的確な把握に努め、公的な相談はもとより療養上必要と思われる私的な相談にも応じ懇切丁寧を旨とする。また、適切な指導のための修練を欠かさない。
- ・ 特に看護及び介護職員と連絡を密にし、看護リーダーとともに介護リーダーに指示を与える。
- ・ レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。

(6) 作業療法士・理学療法士・言語聴覚士 2.4名以上

- ・ 在宅復帰の促進を目的とし、実用歩行訓練・活動向上訓練・運動療法等を組み合わせる。

(7) 介護支援専門員 2名以上

- ・ 利用者の短期、中期、長期的な施設サービス計画の作成にあたり、当該地域に住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置づけるよう努める。
- ・ 適切な方法により様々な評価を通じて問題点を明らかにし、解決すべき課題を把握する。
- ・ 課題の把握に当たり、利用者及びその家族に面接を行い、その面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分な説明をし、理解を得る。
- ・ 利用者及びその家族に生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護老人保健施設サービスの目標及びその達成時期・内容・留意事項を記載した施設サービス計画の原案を作成し家族に説明し、文書を作り利用者に交付し同意を得る。
- ・ サービス担当者会議の開催により、施設サービス計画書の原案の内容について、担当者から専門的な意見を求める。
- ・ 施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況、解決すべき課題の把握を行い、必要に応じ施設サービスの変更を行う。
- ・ 実施状況に当たっては、利用者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に

行い、利用者との面接、施設サービス計画の実施状況の結果を記録することを定期的に行う。

- ・ 要介護更新認定、要介護状態区分の変更を受けた場合、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。
- ・ 入所申込者の入所に際し、その者の心身の状況、生活歴、病歴等を把握する。
- ・ 利用者が居宅において日常生活を営むことができるか否かについて、定期的に検討し、従業者の間で協議する。
- ・ 利用者の退所に際し、居宅介護支援事業者、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密に連携する。
- ・ 苦情の内容、事故の状況及び事故に際して採った処置等を記録する。

(8) 管理栄養士 1名以上、調理師・調理員 必要数

- ・ 栄養並びに利用者の心身の状況に応じて作成された管理栄養士、栄養士の献立に従い、適切な時間に適切な温度で給食を提供する。
- ・ 利用者の栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。

(9) 事務職員 3名以上

- ・ 利用者に適切なサービスを提供できるよう管理者とともに職員の勤務体制を熟知する。
- ・ 職員の資質向上の為にその研修の機会を確保すべく企画実行し、その成果を管理者に対して報告する。
- ・ 非常災害に対する具体的な計画を立てるとともに、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他の必要な訓練を主催する。
- ・ 利用料の請求事務を行う。

【利用定員】

第5条 入所定員は120名とする。

【提供するサービスの内容】

第6条 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理とする。

内容は次の通りとする。

- (1) 当事業所は、利用者3人に対して看護・介護職員を1人以上配置する。
- (2) 当施設で行える範囲の医療・看護を利用者の病状に合わせ提供する。
- (3) 医師、看護師等と共同して作成したリハビリテーション実施計画書に基づき実用歩行訓練・活動向上訓練・運動療法等を組み合わせ利用者の状態像に応じて行う。
理学療法、作業療法を行う場合は、開始時及びその後三ヶ月に一回以上利用者に対してリハビリテーション実施計画書の内容を説明、記録を行い、リハビリテーション実施計画書による個別リハビリテーションの効果、実施方法等について評価等を行う。

- (4) 1週間に2回以上の入浴又は清拭を行う。
- (5) 利用者の排泄の自立を促すため、必要な援助を行うとともに身体能力を最大限活用した援助を行い、おむつを使用しなければならない利用者のおむつを適切に取り替える。定時のおむつ交換は1日5回以上行う。
- (6) 食事は、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体状況および嗜好を考慮した食事を適時適温で提供する。食事の提供時間は次の通りとする。

朝食	8:00から
昼食	12:00から
夕食	18:00から
- (7) 病状、障害に合わせ、寝たきり防止のために離床を促し、生活のリズムを考え毎朝夕の着替えを行い、清潔で快適な生活が送れるよう適切な整容を行う。また、利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行う。
- (8) 利用者の趣味に合わせた娯楽、レクリエーションを行い、喜びを抱き生きがいのある毎日を過ごせるように努める。
- (9) 誕生会、花見、運動会、豆まき、夏祭り等季節を考慮した年間行事を行い、家族や利用者、そして地域との交流に努める。
- (10) 利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活を行う。

【利用料及びその他の費用の額】

第7条 施設サービスを提供した場合の利用料の額は料金表の通りとし、法定受領サービスであるときはその1～3割の額を負担額とする。また、介護保険サービス以外でセットレンタルサービスを業者委託している。バスタオル・フェイスタオルのレンタルサービス（日額239円＋税）、上記タオルセットに加え、肌着と日常着を加えたレンタルサービス（日額477円＋税）を、本人・家族の選択のもと行う。衣類洗濯は家族洗濯か、業者委託（429円＋税/kg）も可能である。なお、利用料の徴収にあたっては、利用者又はその家族にサービスの内容及び費用について説明を行い、その同意を得て行う。

【利用者の守るべき事項】

第8条 当事業所を利用しようとする利用者には次のことを守ってもらい、事業所内にその内容を掲示する。

- (1) 病状、障害によるものは別として、意識的に事業所及び他の利用者の迷惑となる行為は一切慎む。
- (2) 就寝時間以後は私語を慎み、同室者の迷惑とならない様に気をつける。
- (3) 営利行為、宗教活動及び政治活動は慎む。

【入退所】

第9条

- 1 利用者の心身の状況、病状並びにその置かれている環境を考慮し、医学的管理、看護、介護及び機能訓練その他医療等が必要であると認められる者を対象に施設サービスを提供し、利用者の家庭復帰ひいては社会復帰を目指す。
- 2 入所申込者数が入所定員から入所者数を差し引いた数を超えている場合には、介護老

人保健施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努める。

- 3 入所申込者の入所に際し、生活暦、病歴、指定居宅サービス等の利用状況の把握に努める。
- 4 利用者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に医師、看護職員、介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の従業員間で検討し、これを記録する。
- 5 利用者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治医に対する情報の提供その他のサービスを提供する者と密接な連携に努める。

【衛生管理】

第10条

- 1 利用者の使用する施設、食器その他の整備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
 - [1]当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - [2]当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - [3]当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
 - [4]「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

【非常災害対策】

第11条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。（事業所管理者とは別に定めることも可）
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- (6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - 1 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年2回以上（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）

- 2 利用者を含めた総合避難訓練・・・年1回以上
 - 3 非常災害用設備の使用方法的徹底・・・随時
- その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 当施設は(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

【身体の拘束等】

第12条

- 1 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。
- 2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
 - [1]身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - [2]身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - [3]介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

【虐待の防止等】

- 第13条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその発生を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

【褥瘡対策等】

- 第14条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

【業務継続計画の策定等】

第15条

- 1 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更

を行う。

【事故発生の防止及び発生時の対応】

第16条

- 1 当該施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
- 3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
- 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

【その他の運営に関する注意事項】

第17条

- 1 当事業所の発展のために、それぞれの職種に応じた外部の研修に積極的に参加し、また内部での研修を定期的に行い職員1人1人の向上、改善に努める。
- 2 従業者は正当な理由無く、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密を漏らさない。従業者は、従業者でなくなった後においても、これらの者の秘密を漏らさないよう必要な措置を講じる。
- 3 当事業所が提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談及び苦情受付の窓口を支援相談員が担当する。
- 4 利用者への施設サービス提供に関し、サービス計画書、診療録、看護・介護記録、リハビリテーション実施計画書、その他の必要な記録を整備する。利用者からこれらの記録の閲覧を求められた場合は、当事業所は原則としてこれに応じる。家族からの請求については、本人の同意が得られない場合はこれに応じないことができる。
- 5 この規定に定めるものの他、この事業所の運営に関する事項は医療法人杏林会定款他、介護保険各法令並びに医療法人杏林会の理事会と事業所の管理者との協議によって定める。

附則 この規程は平成17年5月25日より施行するものとする。

この規程は平成17年 10月1日より改定するものとする。

この規程は平成29年5月1日より改定するものとする。

この規程は令和元年11月1日より改定するものとする。

この規程は令和5年3月15日より改定するものとする。

介護老人保健施設リハビリパーク目黒

短期入所療養介護部門 運営規程

【事業の目的】

第1条 要支援・要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように医学的管理に基づいた看護、生活の介護、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーションを行い、心身機能の維持回復に努めることを目的とする。

【運営方針】

第2条 運営の方針は次に掲げるところによるものとする。

- (1) 短期入所療養介護計画又は介護予防短期入所療養介護計画に基づき、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その利用者の療養を妥当適切に行う。
- (2) 短期入所療養介護計画又は介護予防短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- (3) 懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- (4) 利用者又は生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。また、身体的拘束等を行う場合には、その理由を明記する。
- (5) 自らその提供する指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。
- (6) 当施設が得た個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- (7) 介護予防短期入所療養介護のサービス提供においては、利用者の意欲を高め、適切な働きかけを行い、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う。
- (8) 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

【事業所の名称及び所在地】

第3条 この事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称 介護老人保健施設リハビリパーク目黒
- (2) 所在地 東京都目黒区中央町二丁目5-12

【従業員の職種、員数及び職務の内容】

第4条

- (1) 管理者（施設長） 1名
 - ・ この事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - ・ 短期入所療養介護計画の作成に当たり、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。
 - ・ 短期入所療養介護計画を作成した際には、当該短期入所療養介護計画を利用者に交付する。

(2) 医師（管理者兼務） 1. 2名以上

- ・ 利用者の健康状態を的確に把握するように努め、医学的管理の下に必要な医療を提供する。
- ・ 診療に当っては懇切丁寧を旨とし、療養上必要な事項は理解し易いように指導を行う。
- ・ 診療に当っては常に医学的立場を堅持して、利用者の心身の状態を観察し、利用者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果も上げることができるよう適切な指導を行う。
- ・ 利用者の症状から見て事業所において自ら必要な医療提供をすることが困難であると認めたときは、協力病院その他の適当な病院もしくは診療所への収容のための措置を講じ、又は他の医師の往診を求めるなど診療についての適切な措置を講じる。

(3) 看護職員 12名以上

- ・ 医師の指導の下常に利用者の健康管理に配慮して、その病状、心身の状態に応じた適切な看護を行う。
- ・ 看護職員のリーダーは、医師の管理下にあつて他の看護職員を統括するとともに介護リーダーに指示を与える。

(4) 介護職員 29名以上

- ・ 利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行う。
- ・ 介護上の目標を設定し、漫然かつ画一的なものとならないように配慮して行う。
- ・ 介護リーダーは、看護リーダー及び支援相談員と連絡を密にし、その指示を受けるとともに他の介護職員を統括する。
- ・ 利用者の自立の支援と日常生活の充実に応じ、適切な技術をもって行う。
- ・ 利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行う。

(5) 支援相談員 2名以上

- ・ 常に利用者、家族と密接な交流を図り、その心理状況の的確な把握に努め、公的な相談はもとより療養上必要と思われる私的な相談にも応じ懇切丁寧を旨とする。また、適切な指導のための修練を欠かさない。
- ・ 特に看護及び介護職員と連絡を密にし、看護リーダーとともに介護リーダーに指示を与える。
- ・ レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。

(6) 作業療法士・理学療法士・言語聴覚士 2. 4名以上

- ・ 在宅復帰の促進を目的とし、個々人の状態に合わせたリハビリテーション実用計画を策定し、歩行訓練・活動向上訓練・運動療法等を組み合わせる。

(7) 介護支援専門員 2名以上

- ・ 利用者の短期入所療養介護計画の作成にあたり当該地域に住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置づけるよう努める。但し、居宅サービス計画が既に作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。また短期入所療養介護計画は四日以上短期入所を利用する者に作成する。
- ・ 適切な方法により様々な評価を通じて問題点を明らかにし、解決すべき課題を把握する。
- ・ 課題の把握に当たり、利用者及びその家族に面接を行い、その面接の趣旨を利

用者及びその家族に対して十分な説明をし、理解を得る。

- ・ 利用者及びその家族に生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護老人保健施設サービスの目標及びその達成時期・内容・留意事項を記載した施設サービス計画の原案を作成し家族に説明し、文書を作り利用者に交付し同意を得る。
 - ・ サービス担当者会議の開催により、施設サービス計画書の原案の内容について、専門的な意見を求める。
 - ・ 施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況、解決すべき課題の把握を行い、必要に応じ施設サービスの変更を行う。
 - ・ 要介護更新認定、要介護状態区分の変更を受けた場合、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者の専門的な見地からの意見を求める。
 - ・ 短期入所申込者の短期入所に際し、居宅介護支援事業者、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と蜜に連携する。
 - ・ 苦情の内容、事故の状況及び事故に際して採った処置等を記録する。
- (8) 管理栄養士 1名以上、調理師・調理員 必要数
- ・ 栄養並びに利用者の心身の状況に応じて作成された管理栄養士、栄養士の献立に従い、適切な時間に適切な温度で給食を提供する。
 - ・ 利用者の栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
- (9) 事務職員 3名以上
- ・ 利用者に適切なサービスを提供できるよう管理者とともに職員の勤務体制を熟知する。
 - ・ 職員の資質向上の為にその研修の機会を確保すべく企画実行し、その成果を管理者に対して報告する。
 - ・ 非常災害に対する具体的な計画を立てるとともに、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他の必要な訓練を主催する。
 - ・ 利用者の請求事務を行う。

【利用定員】

第5条 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護の定員は、利用者が申し込みをしている該当日の介護老人保健施設サービスの定員より実入所者数を差し引いた数とする。

【提供するサービスの内容】

第6条 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される短期入所療養介護計画又は介護予防短期入所療養介護計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らし合わせて行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理を行う。

内容は次の通りとする。

- (1) 当施設は利用者3人に対して看護・介護職員を1人以上配置する。
- (2) 当施設で行える範囲の医療・看護を利用者の病状に合わせ提供する。
- (3) リハビリテーション機能強化加算を算定し、医師、看護師等と共同して作成

したりハビリテーション実施計画書に基づき実用歩行訓練・活動向上訓練・運動療法等を組み合わせて利用者の状態像に応じて行う。

理学療法、作業療法を行う場合は、開始時及びその後定期的に評価、見直しを行い、利用者に対してリハビリテーション実施計画の内容を説明し同意を得る。

- (4) 1週間に2回以上の入浴又は清拭を行う。
- (5) 利用者の排泄の自立を促すため必要な援助を行うとともに身体能力を最大限活用した援助を行い、おむつを使用しなければならない利用者のおむつを適切に取り替える。定時のおむつ交換は1日7回行う。
- (6) 食事は、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体状況および嗜好を考慮した食事を適時適温で提供する。食事の提供時間は次の通りとする。

朝食	8:00から
昼食	12:00から
夕食	18:00から
- (7) 病状、障害に合わせ、寝たきり防止のために離床を促し、生活のリズムを考え毎朝夕の着替えを行い、清潔で快適な生活が送れるよう適切な整容を行う。また、利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談、助言等を行う。
- (8) 利用者の趣味に合わせた娯楽、レクリエーションを行い、喜びを抱き生きがいのある毎日を過ごせるように努める。
- (9) 誕生日、花見、運動会、豆まき、夏祭り等季節を考慮した年間行事を行い、家族や利用者、そして地域との交流に努める。
- (10) 利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活を行う。
- (11) 介護予防短期入所療養介護を実施する。

【利用料及びその他の費用の額】

第7条 短期入所療養介護サービス又は介護予防短期入所療養介護を提供した場合の利用料の額は短期入所療養介護(別紙1)、介護予防短期入所療養介護(別紙2)の通りとする。利用料の徴収にあたっては、予め利用者又はその家族にサービスの内容及び費用について説明を行い、その同意を得て行う。

介護保険サービス以外でセットレンタルサービスを業者委託している。

バスタオル・フェイスタオルのレンタルサービス(日額239円+税)、

上記タオルセットに加え、肌着と日常着を加えたレンタルサービス

(日額477円+税)を、本人・家族の選択のもと行う。

衣類洗濯は家族洗濯か、業者委託(429円+税/kg)も可能である。

【利用者の守るべき事項】

第8条 当事業所を利用しようとする利用者には次のことを守ってもらい、事業所内にその内容を掲示する。

- (1) 病状、障害によるものは別として、意識的に事業所及び他の利用者の迷惑となる行為は一切慎む。
- (2) 就寝時間以後は私語を慎み、同室者の迷惑とならない様に気をつける。
- (3) 営利行為、宗教活動及び政治活動は慎む。

【通常の送迎の実施地域】

第9条 通常の送迎の実施地域は次の通りとする。

実施地域:東京都目黒区

それ以外の地域の方は応談の上対応とする。

【衛生管理】

第10条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

[1]当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

[2]当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための措置を整備する。

[3]当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

[4]「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

【非常災害対策】

第11条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

(1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。（事業所管理者とは別に定めることも可）

(2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。

(3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

(4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

(5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。

(6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

1 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）

2 利用者を含めた総合避難訓練・・・年1回以上

3 非常災害用設備の使用方法的徹底・・・随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(7) 当施設は（6）に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

【身体の拘束等】

第12条

- 1 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。
- 2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
 - [1]身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - [2]身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - [3]介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

【虐待の防止等】

第13条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその発生を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

【褥瘡対策等】

第14条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

【業務継続計画の策定等】

第15条

- 1 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

【事故発生の防止及び発生時の対応】

第16条

- 1 当該施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整

備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
- 3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
- 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

【その他の運営に関する注意事項】

第17条

- 1 当事業所の発展のために、それぞれの職種に応じた外部の研修に積極的に参加し、また内部での研修を定期的に行い職員1人1人の向上、改善に努める。
- 2 従業者は正当な理由無く、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密を漏らさない。従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を漏らさない。
- 3 当事業所が提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談及び苦情受付の窓口を支援相談員が担当する。
- 4 当事業所は、利用者への短期入所療養介護サービス提供に関し、短期入所療養介護計画書、診療録、看護・介護記録、リハビリテーション実施計画書、その他必要な記録を整備する。利用者からこれらの記録の閲覧を求められた場合は、当事業所は原則としてこれに応じる。家族からの請求については、本人の同意が得られない場合はこれに応じないことができる。
- 5 この規定に定めるものの他、この事業所の運営に関する事項は医療法人杏林会定款他、介護保険各法令並びに医療法人杏林会の理事会と事業所の管理者との協議によって定める。

附則 この規程は平成17年5月25日より施行するものとする。

この規程は平成18年4月1日より改定するものとする。

この規程は平成29年5月1日より改定するものとする。

この規程は令和5年3月15日より改定するものとする。

介護老人保健施設リハビリパーク目黒

通所部門 運営規程

【事業の目的】

第1条 当事業所は要支援・要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように医学的管理に基づいた看護、生活の介護、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーションを行い、心身機能の維持回復に努めることを目的とする。

【運営の方針】

第2条 運営の方針は次に掲げるところによるものとする。

- (1) 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションサービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切なサービスが効率的に提供されるように配慮して行う。
- (2) 事業の実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、介護保健施設等の保険・医療・福祉サービスとの連携に努める。
- (3) 自ら提供する看護、介護、機能訓練など各種サービスの質の維持、向上に努める。
- (4) 当事業所では利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為は行わない。拘束する場合は利用者又はその家族に説明した上で医師の指示の下に行い、その状態、経過、拘束の理由を診療録に記載する。
- (5) 介護予防通所リハビリテーションサービス提供においては、利用者の意欲を高め、適切な働きかけを行い、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う。
- (6) 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

【事業所の名称及び所在地】

第3条 この事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- | | |
|---------|-------------------|
| (1) 名 称 | 介護老人保健施設リハビリパーク目黒 |
| (2) 所在地 | 東京都目黒区中央町二丁目5-12 |

【従業員の職種、員数及び職務の内容】

第4条

- (1) 管理者（施設長） 1名以上
 - ・ 管理者はこの事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - ・ 管理者は、医師、理学療法士、作業療法士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護婦又は看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。
- (2) 医師 1. 2名以上
 - ・ 医師は利用者の健康状態を的確に把握するように努め、医学的管理の下に必要な医療を提供する。
 - ・ 当事業所の医師は診療に当っては懇切丁寧を旨とし、療養上必要な事項は理解し易いように指導を行う。
 - ・ 診療に当っては常に医学的立場を堅持して、利用者の心身の状態を観察し、利用者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果も上げることができるよう適切な指導を行う。

- ・ 当事業所の医師は、利用者の症状から見て事業所において自ら必要な医療提供をすることが困難であると認めたときは、協力病院その他の適当な病院もしくは診療所への収容のための措置を講じ、又は他の医師の往診を求めるなど診療についての適切な措置を講じなければならない。
- (3) 看護職員 1名以上
 - ・ 当事業所の看護職員は、医師の指導の下常に利用者の健康管理に配慮して、その病状、心身の状態に応じた適切な看護を行う。
- (4) 介護職員 5名以上
 - ・ 利用者などに対する介護は、利用者の心身の特性を踏まえて療養上妥当適切に行う。
 - ・ 介護上の目標を設定し、漫然かつ画一的なものとならないように配慮して行わなくてはならない。
 - ・ 介護リーダーは支援相談員と連絡を密にし、その指示を受けるとともに他の介護職員を統括する。
- (5) 支援相談員 1名以上
 - ・ 当事業所の支援相談員は、常に利用者と密接な交流を図り、その心理状況の的確な把握に努め、公的な相談はもとより療養上必要と思われる私的な相談にも応じ懇切丁寧を旨とする。また、適切な指導のための修練を欠かしてはならない。
 - ・ 支援相談員は、特に看護及び介護職員と連絡を密にし、指示を与える。
- (6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1名以上
 - ・ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等関係職種と協働してリハビリテーション実施計画を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。また、利用者に機能訓練を施すが、その心身の諸機能の改善を図るため、計画的かつ目的意識を持ったものでなくてはならない。
- (7) 管理栄養士 1名以上、調理師・調理員 必要数
 - ・ 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う
 - ・ 当事業所の調理師、調理員は栄養並びに利用者の心身の状況に応じて作成された管理栄養士及び栄養士の献立に従い、適切な時間に適切な温度で給食を提供する。
- (8) 事務職員 3名以上
 - ・ 事務職員は、利用者に適切なサービスを提供できるよう管理者とともに職員の勤務体制を熟知していなくてはならない。
 - ・ 事務職員は、職員の資質向上の為にその研修の機会を確保すべく企画実行し、その成果を管理者に対して報告する。
 - ・ 非常災害に対する具体的な計画を立てるとともに、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他の必要な訓練を主催する。

【利用定員】

第5条 当事業所の通所定員は50名とする。(16名2単位、18名1単位)

利用者18名に対し、看護職員1名介護職員1名以上、利用者16名に対し介護職員2名以上配置する。

【提供するサービスの内容】

第6条 通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーションサービスの内容は次の通りとする。

- (1) 当事業所は、個々の利用者に応じて作成された通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて行われる。
 - ・ 通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画又は介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に

沿って実施する。

- ・通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成にあたっては、その内容について利用者または家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに当該通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーション計画を利用者に交付する。

- (2) 当事業所のサービスの提供時間は6時間以上8時間未満を標準とする。
- (3) 当事業所は食事の提供を希望する利用者に対し、食事を提供する体制を確保する。食事の提供時間は次の通りとする。
また低栄養状態にある者またはその恐れのある利用者に対し、管理栄養士が栄養ケア計画を作成し、評価と見直しを定期的に行う。
昼食 12:00～13:00
- (4) 当事業所は口腔機能の低下している者またはその恐れのある者に対し、口腔機能改善のための計画を策定し、評価と見直しを定期的に行う。
- (5) 当事業所は退院・退所直後または初めて要介護認定を受けた後に、早期に在宅における日常生活活動の自立性を向上させるために、短期集中的にリハビリテーションを実施する。
- (6) 当事業所は利用者の居宅と当事業所間の送迎を行う。
- (7) 当事業所は、利用者に対し一般浴槽及び機械浴槽を用い、入浴介助を行う。
- (8) 当事業所は個々の利用者に応じて、他職種協働のリハビリテーションプロセスとしてリハビリテーション実施計画を策定し、次に掲げる訓練を行う。
 - 1. 運動療法
 - 2. 物理療法
 - 3. 歩行訓練、基本的動作訓練
 - 4. ゲーム、手工芸用具を使った趣味的訓練
 - 5. 日常生活動作に関する訓練
 - 6. 自助具適用、利用訓練
- (9) 当事業所は、利用者の必要に応じて医師又は医師の指示を受けた理学療法士・作業療法士が月に1回を限度に居宅を訪問し、診察、運動機能および作業能力の検査・評価を行い、リハビリテーション計画の作成等を行う。
- (10) 当事業所は介護予防リハビリテーションを実施し、次に掲げる選択的サービスを実施する。
 - 1. 運動器機能向上のための個別の計画を策定し、評価と見直しを定期的に行う。
 - 2. 栄養改善のための個別の計画を策定し、評価と見直しを定期的に行う。
 - 3. 口腔機能向上のための個別の計画を策定し、評価と見直しを定期的に行う。
 - 4. 上記の1～3について、利用者の要支援状態の維持、改善の割合について評価を受ける。

【利用料及びその他の費用の額】

第7条

- 1 通所リハビリテーションサービス並びに介護予防通所リハビリテーションサービスを提供した場合の利用料の額は、通所リハビリテーション「重要事項説明書 5項 当事業所が提供するサービスと利用料金」、介護予防通所リハビリテーション「重要事項説明書 5項 当事業所が提供するサービスと利用料金」の通りとする。
- 2 利用料の徴収にあたっては、予め利用者又はその家族にサービスの内容及び費用について説明を行い、その同意を得て行うものとする。

【利用者の守るべき事項】

第8条 当事業所を利用しようとする利用者には次のことを守ってもらい、事業所内にその内容を掲示する。

- (1) 病状、障害によるものは別として、意識的に事業所及び他の利用者の迷惑となる行為は一切慎むこと。
- (2) 営利行為、宗教活動及び政治活動は慎むこと。

【営業日及び営業時間】

第9条 通所サービスの営業日及び営業時間は次の通りとする。

営業日： 月曜日～金曜日（祝祭日も営業とする）

営業時間： 9：30～16：30

【通常の事業の実施地域】

第10条 通所リハビリテーションの通常の事業の実施地域は次の通りとする。

実施地域：東京都目黒区

上記以外の地域の方は応談の上対応する。

【衛生管理】

第11条

1 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

[1]当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

[2]当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための措置を整備する。

[3]当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

[4]「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

【非常災害対策】

第12条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。（事業所管理者とは別に定めることも可）
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- (6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - 1 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）

- 2 利用者を含めた総合避難訓練・・・年1回以上
 - 3 非常災害用設備の使用方法的徹底・・・随時
- その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 当施設は(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

【身体の拘束等】

第13条

- 1 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。
- 2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
 - [1]身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - [2]身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - [3]介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

【虐待の防止等】

第14条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその発生を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

【褥瘡対策等】

第15条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

【業務継続計画の策定等】

第16条

- 1 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

【事故発生の防止及び発生時の対応】

第17条

- 1 当該施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当該施設は、利用者に対し必要な措置を行う。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
- 3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
- 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

【その他運営に関する注意事項】

第18条

- 1 当事業所の質の向上のために、それぞれの職種に応じた外部の研修に積極的に参加し、また内部での研修を定期的に行い職員1人1人の向上、改善に努めるものとする。
- 2 従業者は正当な理由無く、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密を漏らしてはならない。従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を漏らしてはいけない。
- 3 当事業所が提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談及び苦情受付の窓口を支援相談員が担当する。
- 4 当事業所は、利用者への通所リハビリテーションサービス提供に関し、通所リハビリテーション計画書、診療録、看護・介護記録、機能訓練に関する記録その他の必要な記録を整備する。利用者からこれらの記録の閲覧を求められた場合は、当事業所は原則としてこれに応じる。家族からの請求については、本人の同意が得られない場合はこれに応じないことができる。
- 5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人杏林会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は平成17年5月25日より施行するものとする。
この規程は平成18年4月1日より改定するものとする。
この規程は令和元年11月1日より改定するものとする。
この規程は令和5年3月15日より改定するものとする。